

東京都GAP認証取得者の皆様

東京都農業振興事務所
振興課

「令和6年度新東京都GAP推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）」のご案内

平素より、東京都におけるGAPの取組みにご理解、ご協力をいただきまして、御礼申し上げます。

東京都では、昨年度から「新東京都GAP推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）」を実施いたします。本事業では、農業者の皆様が、新東京都GAP認証を取得もしくは維持、東京都GAPの維持をするために農場や作業場などを整備する取組に対して、費用の半額が補助されますので、是非ご活用ください。

申請を希望される場合には、お気軽に最寄りの農業改良普及センター、もしくは下記農業振興事務所の担当者までご相談下さい。

本事業については、都庁産業労働局ホームページでもご案内していますので、適宜ご参照下さい。

(URL : <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/shoku/anken/gap/gapnougyousha/>)

記

1 事業の概要

(1) 事業費：1 受益者あたり 5～100 万円（施設整備・備品の購入は10 万円～）

(2) 補助率：1/2 以内（上限 50 万円）

(3) 補助対象

ア 施設整備：手洗い設備・トイレ、浄化装置、農薬のドリフト対策施設、調整・出荷・保管施設や同施設への小動物・鳥類の侵入防止設備、照明の飛散防止設備、貯蔵・予冷库、野生鳥獣の侵入防止施設、土砂等の流出防止施設、作業環境の改善に係る施設の整備など

イ 備品の購入：記録用情報機器・ソフトウェア、農薬保管庫

ウ 分析の実施：残留農薬分析、水質分析、ほ場の残留農薬・重金属等分析

エ 専門家による助言：クレーム対応手順等の作成、労務管理体制の構築など

※ 詳しくは、添付の「新東京都GAP推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）の概要」及び Q&A をご確認ください。

(4) 令和6年度事業の申請受付期間：令和6年7月～令和6年10月末まで（施設整備・備品の購入）
令和6年7月～令和6年12月末まで（助言・指導・分析）

2 各普及センター連絡先

- ・区部農業改良普及センター（東部分室） 〒133-0073 江戸川区鹿骨 1-15-22 電話 03-3678-5905
（城北・城南分室：〒166-0004 杉並区阿佐谷南 1-16-11 洞口ビル3階 電話 03-3311-9950）
- ・北多摩農業改良普及センター 〒187-0002 小平市花小金井 1-6-20 電話 042-465-9882
- ・西多摩農業改良普及センター 〒198-0024 青梅市新町 6-7-1 電話 0428-31-2374
- ・南多摩農業改良普及センター 〒192-0364 八王子市南大沢 2-2 パオビル6階 電話 042-674-5971
- ・各島しょ農業改良普及センター

【今回同封させていただいた資料】

① 送り状（本紙）

② 新東京都GAP推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）の概要

③ 新東京都GAP推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）Q&A

※ 今年度より、申請書の様式が2つありますので、ご注意ください。

※ 新東京都GAP推進事業実施要綱・実施要領、補助金交付要綱の送付をご希望される場合は、下記担当者までご連絡ください。要綱等は都庁産業労働局ホームページからも入手可能です。

担当：東京都農業振興事務所振興課 農業環境担当 村上・窪田・若木
〒190-0022 立川市錦町3-12-11 3階
電話番号 042(548)5052 FAX 042(548)4871